

社会福祉法人 宜野座村社会福祉協議会

会員・会費徴収規程

昭和62年 4月 1日制定
平成13年 4月 1日一部改正
平成29年 4月 1日一部改正

(目的)

第1条 定款第32条に規程する会員についてはこの規程の定めるところによる。

(会員)

第2条 会員とは宜野座村内に居住する者、並びに本会の趣旨に賛同し、入会した者をいう。

(会員の区分)

第3条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 戸別会員 (各世帯)
- (2) 賛助会員 (社協役職員・民生児童委員・社会福祉事業従事者・学識経験者及びその他の個人)
- (3) 団体会員 (社会福祉関係機関・施設・団体等)
- (4) 特別会員 (篤志家・会社等)

(会員証)

第4条 会長は会員に会員証を交付しなければならない。

(会員への報告等)

第5条 会は会員に対して次の事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 各年度の予算・決算・事業の報告

- (2) 会の発刊・発行する機関紙及びパンフレット・チラシ等の配布
- (3) 会の発刊する、社会福祉関係資料及びその他の資料の配布
- (4) 会の実施する各種調査の結果報告
- (5) 会の実施する大会、講習会、研修会の参加案内並びに結果報告

(会 費)

第6条 会員の会費額は次の各号のとおりとする。

- | | | | |
|----------|-------|----|---------------|
| (1) 戸別会費 | 一世帯当り | 年額 | 500円 |
| (2) 賛助会費 | 一人当り | 年額 | 1,000円 |
| (3) 団体会費 | 一団体当り | 年額 | 2,000円～5,000円 |
| (4) 特別会費 | 一口当り | 年額 | 10,000円 |

(会費の納付)

第7条 会員は、その年度の会費を年度内に納付しなければならない。

(会費の臨時徴収)

第8条 会長は必要に応じて臨時に会費を徴収することができる。

雑 則

第9条 この規程の実行について必要な事項は会長がこれを定める。

附 則

この規程は平成13年 4月 1日から実行する。

(会員証の形式)

- ① 新規会員の世帯には適宜会員証を備え付ける。
- ② 年度毎に調査し、新築及び住所移転等の際は新たに会員証の備え付けを行う。